



2025年11月11日

各位

会社名 : 株式会社トプコン  
代表者名 : 代表取締役社長CEO 江藤 隆志  
(コード番号 : 7732 東証プライム)  
問合せ先 : 取締役兼専務執行役員  
財務本部長 秋山 治彦  
(電話番号 03-(3558)-2532)

### 株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2025年10月8日付「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」（以下「2025年10月8日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る議案について、本日開催の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は本日から2025年12月1日までの間、整理銘柄に指定された後、2025年12月2日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

### 記

#### I 第1号議案 株式併合の件

当社は、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は、2025年10月8日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

#### ①併合する株式の種類

普通株式

#### ②併合比率

当社株式について、21,087,000株を1株に併合いたします。

③減少する発行済株式総数

105,435,035株（注1）

（注1）当社は、2025年10月8日開催の取締役会において、2025年12月3日付で自己株式3,005,002株（2025年9月30日時点で当社が所有する全ての自己株式2,971,480株に、2025年12月3日をもって当社が無償取得を行う予定の譲渡制限付株式33,522株を加えた数に相当します。）を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

④効力発生前における発行済株式総数

105,435,040株（注2）

（注2）当社は、2025年10月8日開催の取締役会において、2025年12月3日付で自己株式3,005,002株（2025年9月30日時点で当社が所有する全ての自己株式2,971,480株に、2025年12月3日をもって当社が無償取得を行う予定の譲渡制限付株式33,522株を加えた数に相当します。）を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

⑤効力発生後における発行済株式総数

5株

⑥効力発生日における発行可能株式総数

20株

⑦1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(a) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、TK株式会社（以下「公開買付者」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法（平成17

年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。) 第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。) に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、本株式併合が当社株式を非公開化することを目的とした本取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が2025年12月2日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者の発行済株式の全てを所有している2025年3月26日に設立された株式会社であるTKホールディングス株式会社（以下「公開買付者親会社」といいます。）に売却することを予定しております。

この場合の売却額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2025年12月3日時点の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である3,300円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合があります。

(b) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称

TKホールディングス株式会社（公開買付者親会社）

(c) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者親会社は、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を手元現預金及び出資により賄うことを予定しているとのことです。

当社は、公開買付者が2025年7月29日に提出した公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）及び同書に添付された出資証明書を確認することによって、公開買付者親会社における資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者親会社によれば、当社株式の売却代金の支払の支障となる事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、当社は、公開買付者親会社による本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保す

る方法は相当であると判断しております。

(d) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2025年12月中旬を目途に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者親会社に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年1月上旬を目途に当該当社株式を公開買付者親会社に売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2026年3月頃を目途に当該売却代金を株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

II. 第2号議案 定款一部変更の件

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は、2025年10月8日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

- (1) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は20株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条を変更するものであります。
- (2) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を有する者は公開買付者のみとなる予定であり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、会社法第165条第2項の定めに基づく取締役会決議による自己株式取得に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第7条の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条の全文を削除し、当該変更

伴う条数の繰り上げを行うものであります。

(4) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者のみとなる予定であり、株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第12条の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

(5) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を有する者は公開買付者のみとなる予定であり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第17条の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2025年12月4日に効力が発生するものとします。

### III. 株式併合の日程

|             |                     |
|-------------|---------------------|
| 本臨時株主総会開催日  | 2025年11月11日（火曜日）    |
| 整理銘柄指定日     | 2025年11月11日（火曜日）    |
| 当社株式の売買最終日  | 2025年12月1日（月曜日）（予定） |
| 当社株式の上場廃止日  | 2025年12月2日（火曜日）（予定） |
| 本株式併合の効力発生日 | 2025年12月4日（木曜日）（予定） |

以上